

令和7年7月31日

全国連合取引業者災害防止協議会

支 部 長 殿

清 水 建 設 株 式 会 社

購買本部長 山岡 正徳

協力会社自主検査の徹底について

このたび、協力会社自主検査の徹底について以下のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1. 取極特記要項（職別要項「検査」）の改定

1－1. 改定内容

【改定前】

下請負人は、共通要項第31項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。

【改定後】

- （1）下請負人は、共通要項第31項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。
- （2）工事に関しての自主検査項目は、取引サイトに掲載の自主検査項目や、支店で自主検査表を定めている場合はそれらを使用して実施すること。契約する該当工種が複数の場合はそれぞれを適用すること。
- （3）自主検査実施者及び責任者の組織表を着手前に作業所に提出のこと。実施者及び責任者は、原則、作業所常駐者（職長等）とすること。責任者は、該当工種が複数の場合は全てのとりまとめをおこなうこと。

1－2. 改定日

令和7年8月1日

1－3. 留意点

令和7年8月1日以降に新規作成する購買回議書の特記要項が改定対象です。（既に作成済みで未手配の購買回議書には適用されませんのでご注意ください。）

2. 協力会社自主検査について

協力会社自主検査の実施にあたっては、取極時に自主検査項目を決定し、契約することとし、自主検査の徹底を図って下さい。支店で自主検査表を定めている場合は、当社の自主検査項目に沿っていることを確認したうえで、それを使用していただいかまいません。

3. 自主検査項目の確認方法

以下に掲載している自主検査項目の中から該当項目を現場と協議して選択して下さい。現在、一部工種のみ公開中ですが、順次公開していく予定です。

- ・ 協力会社ポータルサイト取引サイト

<https://www.shimz.co.jp/bportal/>

4. 問い合わせ先

購買本部 サプライチェーン強化センター 岡 田 naoyuki.okada@shimz.co.jp

以 上

(参考) 組織表イメージ

